

各 位

会 社 名 新日本空調株式会社
 代表者名 代表取締役社長 夏井 博史
 コード番号 1952 (東証 第1部)
 問合せ先 総務部 (TEL 03-3639-2700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年6月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同年6月26日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役の業務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条(条文省略)	第1条～第3条(現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	< 削 除 >
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条(条文省略)	第5条(現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条(条文省略)	第6条～第11条(現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条～第23条(条文省略)</p> <p>(招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および<u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条(現行どおり)</p> <p>(招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録) 第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</p> <p>第27条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会において定める。</p> <p>第29条～第30条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(議事録) 第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</p> <p>第27条(現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</u></p> <p>第30条～第31条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p>(議事録) <u>第36条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>< 新設 ></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(常勤監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(議事録) <u>第34条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="470 264 630 297">< 新設 ></p> <p data-bbox="438 414 662 448">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="263 488 630 521">第 40 条～第 41 条（条文省略）</p> <p data-bbox="470 560 630 593">第7章 計 算</p> <p data-bbox="263 633 630 667">第 42 条～第 45 条（条文省略）</p> <p data-bbox="470 705 630 739">< 新設 ></p> <p data-bbox="470 817 630 851">< 新設 ></p>	<p data-bbox="853 230 1093 264"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="853 264 1428 376"><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="1029 414 1252 448">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="853 488 1236 521">第 36 条～第 37 条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1061 560 1220 593">第7章 計 算</p> <p data-bbox="853 633 1236 667">第 38 条～第 41 条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1101 705 1181 739"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="853 784 1300 817"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="853 817 1428 1041"><u>第1条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第 51 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2020年6月26日(金)
定款変更の効力発生予定日	2020年6月26日(金)

以 上